

b) 介入戦略の種類

全般的介入		メンタルヘルス		
		↑	→	↓
コスト関連アウトカム	↑	2	1	0
	→	0	2	0
	↓	0	0	0

5

選択的介入		メンタルヘルス		
		↑	→	↓
コスト関連アウトカム	↑	0	3	0
	→	0	1	0
	↓	0	0	0

4

個別的介入		メンタルヘルス		
		↑	→	↓
コスト関連アウトカム	↑	3	1	0
	→	4	0	0
	↓	0	0	0

8

c) 介入の手法

CBT		メンタルヘルス		
		↑	→	↓
コスト関連アウトカム	↑	4	2	0
	→	3	0	0
	↓	0	0	0

9

教育		メンタルヘルス		
		↑	→	↓
コスト関連アウトカム	↑	4	0	0
	→	1	2	0
	↓	0	0	0

7

運動		メンタルヘルス		
		↑	→	↓
コスト関連アウトカム	↑	1	1	0
	→	2	1	0
	↓	0	0	0

5

ケアマネジメント		Cost		
		↑	→	↓
コスト関連アウトカム	↑	2	0	0
	→	0	1	0
	↓	0	0	0

3

その他		メンタルヘルス		
		↑	→	↓
コスト関連アウトカム	↑	3	1	0
	→	1	2	0
	↓	0	0	0

7

職場のメンタルヘルス対策に関する実情と費用

研究分担者 原谷 隆史

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 作業条件的総研究グループ部長

研究要旨

職場のメンタルヘルス対策に関する実情と費用を明らかにすることを目的として、関連する文献、資料等を収集し、内容を検討した。

職場のメンタルヘルス対策は、労働安全衛生の重要課題となり、心の健康の保持増進から職場復帰支援まで多様なメンタルヘルス対策が推進されている。最近は、一般定期健康診断時にストレスに関連する労働者の症状・不調を医師が確認し、必要な労働者に産業医等が面接を行う新たな枠組みの導入が提言されている。

厚生労働省はメンタルヘルスに関連した事業を平成23年度は25事業実施し、執行金額は合計114億33百万円であった。平成24年度は23事業実施し、執行金額は合計109億23.5百万円であり、4.5%減少した。この中で、メンタルヘルスやストレスに限定した事業は、平成23年度は4事業14億44.3百万円、平成24年度は3事業13億17百万円であり、8.8%減少した。精神障害者や発達障害者に限定した6事業は、平成23年度は3億32.7百万円であり、平成24年度は3億60.5百万円であり、8.4%増加した。残りの15事業から東日本大震災の被災労働者に対する緊急健康診断事業を除いた14事業を比較すると、平成23年度は86億48百万円、平成24年度は92億46百万円であり、6.9%増加した。メンタルヘルスに関連した補助金や運営費は7件あり、平成23年度は337億12百万円、平成24年度は合計310億96百万円であり、7.8%減少した。これらのメンタルヘルスに関連した事業と補助金・運営費の合計金額は、平成23年度は451億45百万円、平成24年度は420億19.5百万円であり、6.9%減少した。このような費用は、事業や運営費等の直接的費用であり、これらに含まれない施設設備や人件費等を加えるとさらに費用は高くなる。コストの計算では、分母の数が増えればコストは低くなるが、安くても効果があまりなければ無駄なコストとなる。コストに対応した効果があるか、短期的な効果とともに長期的効果を検証することが望まれる。

厚生労働省の平成24年労働安全衛生特別調査（労働者健康状況調査）によると、メンタルヘルスカケアに取り組んでいる事業所は47.2%であり、平成19年の33.6%より増加していた。事業所規模別にみると、大規模事業所は割合が高いが、小規模になると割合が減少し、30～49人では56.0%、10～29人では38.9%であった。メンタルヘルスカケアの取組内容は、労働者への教育研修・情報提供46.7%、管理監督者への教育研修・情報提供44.7%、社内のメンタルヘルスカケア窓口の設置41.0%が多かった。

日本経済団体連合会の福利厚生費調査によると、2012年度の従業員1人1ヵ月当たりの法定福利費78,948円、法定外福利費25,296円であった。法定外福利費の中で、医療・健康は3,060円であり、内訳は医療・保健衛生施設運営2,115円、ヘルスカサポート945円であった。福利費は1970年代から増加し、法定福利費の負担が増えているが、法定外福利費は、1996年度の29,765円をピークに減少傾向にある。

従業員の福利厚生としてのメンタルヘルス対策には限界がある。費用対効果の優れたメンタルヘルス対策であれば、従業員の福利厚生ではなく企業の投資となり、投資金額以上のリターンが期待できる。労働者のメンタルヘルス対策は、労働者の健康への投資になり、経済的損失の削減だけでなく、業績向上への貢献も期待することが可能である。

A. 本研究の目的

本研究の目的は、職場のメンタルヘルス対策に関する国や企業の実情と費用を明らかにすることである。

B. 方法

職場のメンタルヘルス対策の実情と費用に関連する文献、資料等を収集し、内容を検討した。厚生労働省の平成23年度の事業に係る行政事業レビューシートと平成24年

度の事業に係る行政事業レビューシートから厚生労働省のメンタルヘルス、ストレス、精神障害、発達障害に関する事業を検索し、事業の目的、事業概要、執行額、活動実績、単位当たりコストと算出根拠を調べた。

C. 結果

1. 職場のメンタルヘルス対策に関する厚生労働省の動向

職場のメンタルヘルス対策は、労働安全衛生の重要課題となっている。「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針の策定について」（平成12年8月9日付け基発第522号の2）に基づき職場のメンタルヘルス対策を推進してきたが、事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施をさらに推進するために見直しを行い、新たに「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日付け健康保持増進のための指針公示第3号）を策定し、旧指針を廃止した。職場のメンタルヘルス対策に関連する通達として、「労働者の心の健康の保持増進のための指針について」（平成18年3月31日付け基発第0331001号）、「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」（平成21年3月26日付け基発第0326002号）、「改訂版『心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き』の送付について」（平成21年3月23日付け基安労発第0323001号）がある。平成22年9月7日に厚生労働省労働基準局は「職場におけるメンタルヘルス対策検討会報告書」を公表した。報告書では、労働者のプライバシーが保護されること、労働者が健康の保持に必要な措置を超えて、人事、処遇等で不利益を被らないこと等を基本的な方針として、労働者のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境の改善につなげるために以下のような新たな枠組を導入

することが適当との結論を示した。

1. 一般定期健康診断に併せ、ストレスに関連する労働者の症状・不調を医師が確認する。
2. 面接が必要とされた労働者は産業医等と面接を行う。その際は、上記ストレスに関連する症状や不調の状況、面接が必要かについて事業者には知らせない。
3. 産業医等は労働者との面接の結果、必要と判断した場合は労働者の同意を得て、事業者には時間外労働の制限や作業の転換などについて意見を述べる。
4. 事業者は、労働時間の短縮等を行う場合には、産業医等の意見を労働者に明示し、了解を得るための話し合いを行う。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、厚生労働省からの要請を受け、労働者のストレスに関する症状・不調を適切かつ簡便に確認するための標準的な項目を検討し、平成22年10月に「ストレスに関連する症状・不調として確認することが適当な項目等に関する調査研究報告書」を公表した。職業性ストレス簡易調査票のストレス反応29項目の中から、「抑うつ」、「不安」、「疲労」を各3項目、合計9項目を選び、標準的な確認項目（質問）とした。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、平成23年10月に行政要請研究報告書「ストレスに関連する症状不調の確認項目の試行的実施」を公表した。「ストレスに関連する症状・不調の9項目」を含む質問票調査を実施し、妥当性等を検討した。平成23年6月に調査会社のモニターから抽出した4,000名の労働者を対象に、自記式質問票を用いた郵送による横断調査を行い、2,605名の有効回答を分析した。高ストレス者を判定するための尺度別カットオフ基準（疲労12点、不安11点以上、抑うつ10点以上）に該当する者は、疲労で3.1%、不安で4.0%、

抑うつで8.5%であり、いずれか1尺度でも該当する「高ストレス者」は全体で10.6%、男性11.0%、女性10.2%であった。

2. 職場のメンタルヘルス対策に関連する厚生労働省の事業

1) メンタルヘルス対策支援センター事業

職場のメンタルヘルスに関する状況を見ると、精神障害等に係る労災決定件数は増加傾向にあり、全国の自殺者数は15年ぶりに3万人を下回ったものの、このうち「被雇用者・勤め人」は約3割を占め、自殺対策としても職場における取組は重要なものとなっている。一方、実際の事業場での心の健康対策の取組みに対する状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約5割にとどまっているため、メンタルヘルス対策の専門家による相談対応、個別の事業場に対する訪問支援を実施し、職場のメンタルヘルス対策の促進を行うことを目的とする。

本事業の目標を達成するため、事業者、産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフからの相談への対応、専門家による個別の事業場への訪問支援（メンタルヘルス対策に関する助言、管理監督者に対する教育、職場復帰支援プログラムの作成支援）等、メンタルヘルス不調の予防から、不調者の早期発見と適切な対応、休業者の職場復帰に至るまで事業者の取り組むメンタルヘルス対策を総合的に支援する。

平成23年度執行額：1,270百万円

活動実績：事業者等からの相談件数 24,813件、事業場に対する訪問支援件数 25,779件

コスト：23,475円/件

算出根拠：相談及び訪問支援経費1,187,657千円/相談及び訪問支援件数50,592件

平成24年度執行額：1,250百万円

活動実績：事業場に対する訪問支援件数 30,441件

コスト：21,146円/件

算出根拠：相談及び訪問支援経費1,164,226千円/相談及び訪問支援件数55,057件

2) 職域対象のメンタルヘルス対策についてのポータルサイト事業

職場のメンタルヘルスに関する状況を見ると、精神障害等に係る労災決定件数は増加傾向にあるなど、職場におけるこころの健康保持増進のための取組みが喫緊の課題となっているが、実際の事業場での心の健康対策の取組みに対する状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約5割にとどまっている。また、取組みを行っていない事業場の理由として「取組み方が分からない」としている事業場が多いため、これら事業者のニーズに対応できるよう、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供し、職場のメンタルヘルス対策の促進を行うことを目的とする。本事業の目的を達成するため、厚生労働省のホームページ上に、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する最新の情報、メンタルヘルス対策に関する基礎知識、事業場の取組み事例等、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行う。

平成23年度執行額：68百万円

活動実績：メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する延べアクセス件数 642,956件

コスト：105円/件

算出根拠：執行額67,773,818円／アクセス
件数642,956件

平成24年度執行額：50百万円

活動実績：メンタルヘルス・ポータルサイ
ト「こころの耳」に対する延べアクセス件
数

1,064,094件

コスト：47円／件

算出根拠：49,515千円（平成24年度精算
額）／1,064,094件（平成24年度アクセス
件数）

3) ストレス症状を有する者に対する面接
指導等に関する研修事業（産業医等医師等
を対象とした研修事業より変更）

平成23年12月に、労働者に対する医師又
は保健師によるストレスチェックと医師に
よる面接指導等の実施を事業者に義務づけ
る労働安全衛生法の改正法律案が国会に提
出され、昨年11月廃案となったが、再提出
に向けて検討を行っているところである。
本事業では、ストレスチェックと面接指導
等が適切に実施されるよう、医師等を対象
にストレスチェックと面接指導の具体的実
施方法等のメンタルヘルス対策に関する研
修を実施し、職場のメンタルヘルス対策に
資することを目的とする。

本事業の目標を達成するため、医師等を対
象にストレスチェックと面接指導の具体的
実施方法等のメンタルヘルス対策に関する
研修を実施する。

本事業は産業医等を対象に、メンタルヘ
ルスに関する資質の向上を図ることを目的
として実施してきたもので、法改正を前提
としたものではなかった。24年度は労働安
全衛生法改正の内容を盛り込んで実施する
予定であったが、改正案が廃案となったた
め、法改正の内容を盛り込むことができず、

また廃案となった時期も11月であったこと
から、従前の内容での事業執行もできな
かった。

平成23年度執行額：104百万円

活動実績：研修の実施回数 71回

コスト：147万円／回

算出根拠：執行額104,492,574円／研修実
施回数71回

平成24年度執行額：0百万円

4) 外部専門機関の整備・育成等事業

メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う
分野が多様化してきた中であっては、産業
医の個人的な知識や能力に依存した従来の
産業保健活動から、多様な分野の専門職で
構成される事業場外組織（外部専門機関）
による産業保健活動に転換していくことが
必要である。

そこで、本事業では、事業場外組織（外
部専門機関）の実態に関する調査及び事業
場外組織（外部専門機関）の運営・活動の
あり方に関する手引きを作成することによ
り、事業場外組織（外部専門機関）の育成
のための支援を行うことを目的とするもの。
外部専門創設に向けた支援として、調査事
業及び研修事業を実施。研修事業におい
ては、必要な人員等、医療機関等が外部専門
機関として業務を開始する際及び運営に当
たり必要な事項についてのマニュアル作成
を含む。

平成23年度執行額：2.3百万円

活動実績：外部専門機関の養成のための研
修会 1回

コスト：363,085円／回

算出根拠：研修会に係る支出予定額／研修
会の実施回数

平成24年度執行額：17百万円

活動実績：外部専門機関の養成のための研修会 47回

コスト：19,871円／人

算出根拠：支出額15,578,997円／研修会参加者人数784名

5) 被災労働者に対する緊急健康診断事業 (平成23年度)

東日本大震災によって職場で受けた心身の負担により。脳・心臓疾患のリスクの増加や、メンタルヘルスに関連する症状・不調等が生じていることが想定されるとともに、今後職場復帰の際にも、人員の不足等による業務量増加に伴い、過重労働による健康障害が増加することが懸念されるが、地域の医療資源の不足等により、被災地域の中小事業場においては、事業者が十分な健康管理を行うことが困難であることから、被災地域において、自らの健康に不安を感じる中小事業場の労働者に対し、緊急健康診断を実施し、労働者の健康確保に資する。

300人未満の被災事業場の労働者に対し、緊急に健康診断を実施する。

平成23年度執行額：1,008百万円

活動実績：健康診断の実施 2,352回、116,072人

コスト：8,648円／人

算出根拠：＝支出額1,003,758,420円／健診実施数116,072人

6) 長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費

労働時間が週60時間以上の労働者の割合が高い水準で推移し、また脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移する中、長時間労働・過重労働を解消・

抑制することにより健康障害防止を図る。

時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施することにより、長時間労働・過重労働の解消・抑制等対策を推進する。

平成23年度執行額：226百万円

活動実績：①好事例集 13万部、②過重労働解消用パンフレット 16万部

コスト：①好事例集一部作成あたり 130.8 (円／部)、②過重労働解消用パンフレット一部作成あたり17.9円／件

算出根拠：①事業委託費16,999,500円／好事例集作成部数130,000部、②過重労働解消用パンフレット印刷費及び委託発送経費2,870,598円／印刷部数160,000部

平成24年度執行額：210百万円

活動実績：過重労働解消用パンフレット 12万部

コスト：10.5円／件

算出根拠：過重労働解消用パンフレット印刷経費1,258,513円／印刷部数120,000部

7) 仕事と生活の調和の推進に必要な経費

①労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場における労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図る、②高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域活性化等に資するテレワークの

一層の普及拡大等を推進する、③医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善に向けた取組を図る、ことにより仕事と生活の調和を推進する。

①長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組への技術的支援として、働き方・休み方改善コンサルタントの設置や、年次有給休暇促進のためのツール（評価指標・ハンドブック等）の開発等を行う。②中小企業事業主団体が傘下事業場の労働時間等の設定改善に向けて行った取組に要した費用の助成や、労働時間等の設定の改善のため必要な取組を行った中小企業事業主への助成を行う。③病気休暇をはじめとした労働者の健康の回復に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成等を行う。④テレワーク相談センター事業 テレワーク相談センターに専門相談員を配置し、直接訪問や電子メール、電話によるテレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての相談・助言等を行う。⑤テレワーク・セミナー実施事業 東京及び大阪におけるセミナーの実施により、テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介を行う。⑥医療労働専門相談員による医療機関等の主体的な取組に関する相談支援業務、医療従事者の勤務環境の改善に向けた手法の確立のための調査・研究等を行う。

平成23年度執行額：1,005百万円

活動実績：①労働時間等設定改善推進助成金の支給団体数 14件、②職場意識改善助成金の支給件数 378件、③30代男性の週労働時間60時間以上の就業者の割合 18.4%、④特別な休暇制度普及率 51.0%、⑤テレワー

ク相談センターに対する相談件数 770件

コスト：25,909円/件

算出根拠：テレワーク相談センター事業経費19,950,000円/テレワーク相談センターに対する相談件数770件

平成24年度執行額：920百万円

活動実績：①労働時間等設定改善推進助成金の支給団体数 12件、②職場意識改善助成金の支給件数 236件、③30代男性の週労働時間60時間以上の就業者の割合 18.2%、④特別な休暇制度普及率 56.6%、⑤テレワーク相談センターに対する相談件数 557件
コスト：711,864円/件

算出根拠：職場意識改善助成金の支給額（H24年度受付）168,000,000円/職場意識改善助成金の支給件数236件

8) 働きやすい職場環境形成事業

職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等への相談が増加を続けるなど、社会的な問題として顕在化してきている。このため、平成24年3月の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や平成24年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、この問題に取り組む社会的気運の醸成を図るとともに、労使の取組を支援することにより、問題の予防・解決に向けた取組を推進する。

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、①国民及び労使に向けた周知・広報（ポータルサイトの改修・運営など）を行うとともに、②労使の取組の支援（具体的な取組を推進していく際に参考となる資料の作成・周知、参加者の実務に生かすことので

きるセミナーの開催)を実施する。

平成23年度執行額：1百万円

活動実績：「職場のパワーハラスメントの
予防・解決に向けた提言」を取りまとめ
(平成24年3月15日)

平成24年度執行額：34百万円

活動実績：①ポータルサイトのコンテンツ
として、職場のパワーハラスメント問題に
関する基礎資料を掲載したほか、労使団体
等が実施する対策の情報や重要な判例を紹
介した。②実態調査において、企業アン
ケート調査を17,000箇所に対し実施し、労
働者Web調査を10,000名に対し実施した。
コスト：682.5円/件
算出根拠：事業委託費(調査後の報告書作
成経費含む)18,427,500円/パワハラ調査
実施数27,000件

9) 特殊疾病アフターケア実施費

わが国が批准したILO第121号条約上の義
務として、法律に定める保険給付の補完を
目的として実施している。業務災害又は通
勤災害により被災された方に対し、症状固
定後、必要に応じて後遺障害に付随する疾
病の予防その他の保健上の措置として診察
や薬剤を支給することで当該労働者の労働
能力を維持させることにより、円滑な社会
復帰の促進を図る。

症状固定後においても後遺症状に動揺を
きたしたり、後遺障害に付随する疾病を発
症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障
害等の20傷病を対象として、医療機関にお
いて診察、保健指導、薬剤の支給及び検査
等の必要な措置を行うもの。また、アフ
ターケアのための通院に要する費用を支給
するもの。

平成23年度執行額：3,337百万円

活動実績：申請のあったものについて迅
速・適正に処理する。

平成24年度執行額：3,338百万円

活動実績：415,622件

コスト：本経費は被災労働者の申請に基づ
いき給付を行うものであり、単位当たりコ
ストの算出はなじまない。

10) 治療と職業生活の両立等の支援手法の 開発

対象労働者の疾患の種類に応じ、医療機
関側と事業主側との連携体制の下、当該労
働者の職場復帰及びその後の治療と職業生
活の両立を図るための具体的取組を行うと
ともに、取組における事例蓄積とその検証
を行い、その成果を取りまとめることによ
り、被災労働者の社会復帰の促進を図るこ
とを目的とする。

①脳・心臓疾患、②精神疾患その他のス
トレス性疾患、③腰痛その他の筋骨格系疾
患、④職業性がんその他の悪性新生物の4
疾患について、総合評価落札方式による一
般競争入札により、各疾患毎に委託先を選
定。(24年度は②、④について実施。)当
該事業を委託し、疾患の種類に応じた事例
の蓄積(1疾患あたり15件程度)を行う
とともに、対象疾患が職務遂行能力等に与
える影響や効果的な治療方法、労務管理上
の課題や必要となる配慮等について外部委
員等の参画による委員会等で整理、検証し、
対象疾患に係る取組成果を報告書に取りま
とめ、提出させる。

※平成22年から3年間のモデル事業とし
て実施しており、平成25年度から「治療と
職業生活の両立支援対策事業」(新25-02
5)へ移行する。

平成23年度執行額：86百万円
活動実績：本調査研究において、治療と職業生活の両立等に資した事例数①17事例、②15事例、③15事例、④13事例
コスト：1,400,000円／事例数
算出根拠：86百万円／60事例（執行額／事例数）

平成24年度執行額：55百万円
活動実績：本調査研究において、治療と職業生活の両立等に資した事例数②15事例、④16事例
コスト：1,800,000円／事例数
算出根拠：55百万円／31事例（執行額／事例数）

11) 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

精神障害者及び発達障害者の特性を踏まえ一定の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら、常用雇用への移行を促進する。

精神障害者及び発達障害者は就業が可能であっても、直ちには雇用保険の被保険者の適用となる週20時間以上働くことが困難な者が多く、また事業主側にとっても一定程度の期間をかけて精神障害者の特性を理解する必要がある。このため、精神障害者の障害特性に応じた支援策として、1週間の就業時間10時間以上20時間未満の短時間就業から始め、1年間程度かけて20時間以上の就業を目指すことを目的に、週20時間未満の短時間就業を実施する事業主に対して、当該期間中、対象障害者1人当たり月2万5千円を支給する。

平成23年度執行額：58百万円
活動実績：ステップアップ雇用を開始した者 326人

コスト：177,914円／人
算出根拠：執行額58百万円／実績326人
平成24年度執行額：51百万円
活動実績：ステップアップ雇用を開始した者 379人
コスト：134,564円／人
算出根拠：執行額51百万円／実績379人

12) 精神障害者雇用安定奨励金

企業内における精神障害者について理解する体制作りを促進し、精神障害者の一層の雇用促進、さらには職場定着を図る。

精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、以下の①～④のとおり、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金①精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合：雇用1人当たり年180万円を上限、委嘱1人当たり1回1万円②社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合：履修に要した費用の2/3（上限50万円）③社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させた場合：講習に要した費用の1/2（1回5万円を上限、年5回を上限）④在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合：配置した在職精神障害者1人当たり25万円（※平成24年度限りで事業廃止。25年度以降は経過措置分のみの予算）

平成23年度執行額：1.7百万円
活動実績：助成金の利用届提出件数 9件
コスト：425,000（円／事業主）
算出根拠：執行額1.7百万円／支給件数4件

平成24年度執行額：4.5百万円
活動実績：平成24年度より利用届を廃止
コスト：450,000（円／事業主）
算出根拠：執行額4.5百万円／支給件数10件

13) 精神障害者に対する雇用管理ノウハウの蓄積と普及

全国10ブロックにおいて精神障害者の雇用管理ノウハウに関するセミナーを開催し、事業主等の理解を深め、その普及を図る。

全国10ブロックにおいて精神障害者を雇用している企業の担当者等を招いたセミナーを開催し、精神障害者に対する雇用管理ノウハウの普及を図る。

平成23年度執行額：5百万円
活動実績：セミナー参加者 1,364人
コスト：1,501円／人
算出根拠：執行額2百万円／セミナーの参加者1,364人

平成24年度執行額：2百万円
活動実績：セミナー参加者 1,107人
コスト：1,807円／人
算出根拠：執行額2百万円／セミナーの参加者1,107人

14) 医療機関等との連携による精神障害者等の就労支援の実施

医療機関等を利用している精神障害者等の雇用への移行を促進するため、治療・社会復帰支援段階から精神障害者等の職業準備性や職業意識を高め、就職に向けた取組を的確に行えるようにする。

医療機関等を利用している精神障害者及び発達障害者を対象に、ハローワークの職員が医療機関等を訪問して、就職活動に関する知識や方法についてガイダンスを行う

ことにより、職業準備性や就職意欲を高め、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助する。また、医療機関等の職員等に対しても、障害者の雇用支援策に関する理解等を促進するためのガイダンスを行うことで、医療機関等とハローワークとの連携を強化し、円滑な職業紹介業務等への移行を目指す。

平成23年度執行額：5百万円
活動実績：ジョブガイダンスの受講者 1,779人
コスト：2,811円／人
算出根拠：執行額5百万円／ジョブガイダンスの受講者1,779人

平成24年度執行額：4百万円
活動実績：ジョブガイダンスの受講者 1,911人
コスト：2,093円／人
算出根拠：執行額4百万円／ジョブガイダンスの受講者1,911人

15) 発達障害者雇用開発助成金

発達障害者を新たに雇い入れ、雇用管理上の課題、配慮事項等を把握・報告する事業主に対し助成を行うことにより、発達障害者の雇用機会を増大するとともに雇用管理に関するノウハウを蓄積し、もって発達障害者の雇用の促進及び職業の安定を図る。

発達障害者を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握し報告する事業主に対する助成を行う。支給対象者1人当たり大企業の場合50万円（短時間労働者は30万円）、中小企業の場合135万円（短時間労働者の場合90万円）を支給する。

平成23年度執行額：22百万円
活動実績：対象労働者の雇入れ件数 41件

コスト：0.53百万円／雇入れ件数
算出根拠：支給実績額22（百万円）／雇入れ件数41（件）

平成24年度執行額：33百万円
活動実績：対象労働者の雇入れ件数 67件
コスト：0.49百万円／雇入れ件数
算出根拠：支給実績額33（百万円）／雇入れ件数67（件）

16) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

発達障害者の求職者が増加し、就労支援について体系的な支援の実施が必要になることが見込まれる中で、全国的な体制の整備に向けて、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、支援機関や事業主等への啓発事業を実施し、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムについては、ハローワークに就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）を配置し、発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者について、希望や特性に応じて専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、個別の相談・支援を実施する。発達障害者就労支援者育成事業については、発達障害者に対して就労支援などを行う者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を行い、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発事業を実施する。

平成23年度執行額：241百万円
活動実績：①就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）が実施する個別支援の対

象者数 2,627人、②セミナー参加者数 1,781人

コスト：①87,933円／個別支援対象者、②4,491円／セミナー参加者
算出根拠：①執行額231百万円／個別支援対象者数2,627人、②委託額8百万円／セミナー参加者1,781人

平成24年度執行額：266百万円
活動実績：①就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）が実施する個別支援の対象者数 3,094人、②セミナー参加者数 1,811人

コスト：①82,691円／個別支援対象者、②4,981円／セミナー参加者
算出根拠：①執行額256百万円／個別支援対象者数3,094人、②委託額9百万円／セミナー参加者1,811人

17) 障害者試行雇用奨励金

短期間の障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図る。

実際の職場に障害者を短期の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障害者雇用に対する理解を積極的に推進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極めることにより、一般雇用への移行を促進する。試行雇用は3か月間とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。障害者を雇用しておらず、障害者雇用のノウハウを持っていない事業主が、ハローワークの紹介により試行雇用を実施する場合、対象障害者1人当たり1か月4万円の奨励金を支給する。

平成23年度執行額：981百万円

活動実績：試行雇用開始者数 11,378人

コスト：86,219円／人

算出根拠：執行額981百万円／トライアル雇用開始者数11,378人

平成24年度執行額：874百万円

活動実績：試行雇用開始者数 5,048人

コスト：114,713円／人

算出根拠：執行額874百万円／トライアル雇用開始者数5,048人

18) 障害者等の職業相談経費

障害者の求職者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職促進を図ること、精神障害者の求職者に対して専門的なカウンセリング等を実施し、精神障害者の雇用促進、職場定着を図る。

ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター（障害者支援分）等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行う。また、精神障害者については、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を精神障害者雇用トータルサポーターとして配置を行うことなどにより、障害者の就職促進、職場定着を図る。

平成23年度執行額：2,343百万円

活動実績：就職支援ナビゲーター（障害者支援分）1人あたりの活動件数 1,441件

コスト：①2,653円／件、②23,611円／人

算出根拠：①就職支援ナビゲーター（障害者支援分）の執行額1,465百万円／就職支援ナビゲーター（障害者支援分）の活動件数552,010件、②精神障害者雇用トータルサポーターの執行額349百万円／精神障害者雇用トータルサポーターのカウンセリング対象者14,781人

平成24年度執行額：2,500百万円

活動実績：①就職支援ナビゲーター（障害者支援分）1人あたりの活動件数 1,545件、②精神障害者雇用トータルサポーターの支援件数60,464件

コスト：①2,510円／件、②26,835円／人

算出根拠：①就職支援ナビゲーター（障害者支援分）の執行額1,486百万円／就職支援ナビゲーター（障害者支援分）の活動件数591,953件、②精神障害者雇用トータルサポーターの執行額405百万円／精神障害者雇用トータルサポーターのカウンセリング対象者15,092人

19) 働く障害者からのメッセージ発信事業

障害者、その家族等に対して就労への理解を深めるため、民間団体に委託し、障害者本人及び家族等を対象とした講習会などを実施し、働く障害者を支援するネットワークを構築、強化するとともに、関係者等の障害者雇用の意識を改革し、もって障害者の職業的自立を促進する。

障害者本人、家族等を対象とした講習会や職業的自立に向けた講習会、経験交流会の開催、メッセージ集の作成・配布、ピアカウンセラーによる相談等を行うことにより、障害者又はその家族、支援関係者の「働く」ことへの理解を深め、障害者の職業的自立を促進する。

平成23年度執行額：18百万円（働く精神障害者からのメッセージ発信事業 11百万円）

活動実績：セミナー開催 12件、1,811人

コスト：1.5百万円／セミナー1件

算出根拠：執行額18百万円／セミナー開催件数12件

平成24年度執行額：14百万円（働く精神障害者からのメッセージ発信事業 11百万円）

活動実績：セミナー開催 13件、1,540人

コスト：1.0百万円／セミナー1件

算出根拠：執行額14百万円／セミナー開催件数13件

20) 労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会

障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るために、障害者雇用促進法制においてどのような措置を講ずべきかについて、考え方の整理を行う。

企業関係者、労働組合、障害者関係団体等の有識者からなる研究会において、障害者権利条約の締結に向けた環境整備等を図るため、「障害者」の範囲や精神障害者の義務化その他の対応の在り方について、すでに障害者権利条約を批准している諸外国の制度に関する調査も含め、検討を行う。

平成23年度執行額：0.5百万円

活動実績：研究会の開催回数 4回

コスト：233,912円／研究会1回

算出根拠：執行額／研究会の開催回数

平成24年度執行額：4百万円

活動実績：研究会の開催回数 13回

コスト：274,051円／研究会1回

算出根拠：執行額／研究会の開催回数

21) 職場支援従事者配置助成金

重度知的障害者または精神障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し助成を行い、障害者雇用の一層

の推進を図る。

重度知的障害者または精神障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し、助成を行う。助成額は、1カ月につき職場支援従事者1人当たり3人を上限とする対象労働者の数に、大企業の場合3万円（短時間労働者は1.5万円）、中小企業の場合4万円（短時間労働者の場合2万円）を乗じた額を支給する。

平成23年度執行額：22百万円

活動実績：対象労働者の新規雇用者数 309人

コスト：0.07百万円／新規雇用者数

算出根拠：支給実績額22百万円/新規雇用者数309件

平成24年度執行額：195百万円

活動実績：対象労働者の新規雇用者数 601人

コスト：0.32百万円／新規雇用者数

算出根拠：支給実績額195百万円/新規雇用者数601件

22) 失業給付受給者等就職援助対策費

失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るため、①求人確保体制の強化（個別求人開拓の実施）、②失業等給付受給者に対する就職支援セミナーの集中的実施、③求職者のストレスチェック及びメール相談の実施、④職務経歴書の書き方の説明書等作成による長期失業防止策、を実施する。

失業等給付受給者は長年雇用され、求職活動の経験がない者が多いことから、民間事業者に委託して、求職活動の実施に当たって必要な知識の付与、雇用失業情勢等に対する理解の促進等を図るための就職支

援セミナーを実施する。また、高ストレス状態にある者については、鬱病となる危険が高く、自殺に及ぶこともあることから、求職者の健康状態等の確認、メールによる相談を専門的な知識を有する民間事業者等に委託して実施する。ハローワークにおいては、個別求人開拓推進員による失業等給付受給者のニーズを踏まえた求人開拓を実施するなど、長期失業に陥ることがないよう再就職支援を行う。

平成23年度執行額：562百万円

活動実績：①就職支援セミナー開催回数17,014回、②メール相談事業相談件数 5,876件

コスト：①就職支援セミナー 30,967円／回、②メール相談事業 2,868円／件

算出根拠：①就職支援セミナーに係る委託費526,877千円／開催回数17,014回、②メール相談事業に係る委託費16,854千円／年間相談件数5,876件

平成24年度執行額：450百万円

活動実績：①就職支援セミナー開催回数16,499回、②メール相談事業相談件数 3,658件

コスト：①就職支援セミナー 25,049円／回、②メール相談事業 3,416円／件

算出根拠：①就職支援セミナーに係る委託費413,285千円／開催回数16,499回、②メール相談事業に係る委託費12,495千円／年間相談件数3,658件

23) 長期失業者等総合支援事業費

長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、公共職業安定所が実施する職業紹介を基軸に、民間職業紹介事業者への委託による総合的な就職支援を実施することによって、長期失業者等の早期

再就職を促進する。

厳しい雇用失業情勢において、1年以上の長期にわたり失業している者（長期失業者）は増加を続け、平成23年末の長期失業者は121万人と高水準にあり、失業者の失業期間の更なる長期化も懸念される。このため、長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、再就職支援の充実・強化を図るため、公共職業安定所が実施する職業紹介を基軸に、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、グループワーク、メンタルヘルス相談、職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。

平成23年度執行額：37百万円

活動実績：支援開始者数 834人

コスト：平成23年度事業は支援実施中のため未算定（支援期間は平成24年2月から11月末まで）

算出根拠：委託費（執行額）／支援開始者数

平成24年度執行額：584百万円

活動実績：支援開始者数3,897人

コスト：190,396円／人

算出根拠：委託費（執行額）158,000千円／支援開始者数833人

24) 就職活動準備事業

就職に対する準備不足等から、すぐには求職者支援制度の職業訓練受講による効果が得にくい者等に対し、個別カウンセリングや生活指導等による意欲・能力の向上支援や職業紹介を民間事業者に委託して実施することにより、求職者支援制度等の他の就職支援への円滑な移行や就職促進を図ることを目的とするもの。

民間事業者を活用し、以下の支援を実施。

①適性テストや性格診断等を通じた基本的な生活習慣、求職活動に関する意欲・知識等の改善支援、②ジョブ・カードを用いたキャリア・コンサルティング、メンタルヘルスケア支援、③履歴書、職務経歴書の作成方法、面接の受け方等についての講義、グループ討議等による支援、④求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現。

平成23年度執行額：1.5百万円

活動実績：支援開始者数 665人

コスト：平成23年度支援開始者に対する支援を実施中のため未算定

算出根拠：委託費（執行額）／支援開始者数

平成24年度執行額：30百万円

活動実績：支援開始者数 0人（新規の支援の開始は平成23年度限りで終了）

コスト：47,297円／人

算出根拠：委託費（執行額）31,500,000円／支援開始者数666人

25) 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等事業

技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。

①安全衛生等対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアル、チェックリスト等の作成を行う。

②安全衛生アドバイザー及び外国人ストレス対策アドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき現地相談を行う。③受入れ企業・団体対

し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。

平成23年度執行額：28百万円

活動実績：①安全衛生アドバイザーによる現地指導の実施 555件、②メンタルヘルスアドバイザーによる現地指導の実施 101件
コスト：185円／人

算出根拠：27,769,236円（23年度執行額）／150,088人（平成22年末の研修生・技能実習生の外国人登録者数）

平成24年度執行額：38百万円

活動実績：①安全衛生アドバイザーによる現地指導の実施 547件、②メンタルヘルスアドバイザーによる現地指導の実施 105件
コスト：266円／人

算出根拠：37,829,958円（24年度執行額）÷141,994人（平成23年末の研修生・技能実習生の外国人登録者数）

3. 職場のメンタルヘルス対策に関連する補助金、運営費

1) 産業医学助成費補助金

産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資することを目的とする。

一 産業医科大学の運営に対する助成及び産業医科大学の学生に対する修学資金貸与事業

二 産業医の資質の向上を図る研修事業

平成23年度執行額：5,328百万円

平成24年度執行額：4,969百万円

2) 労働災害防止対策費補助金

労働災害の防止を目的として設立された中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会（5協会）及び船員災害防止協会に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図る。

事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、その労働災害の防止に繋げるため、以下の事業を行う。①調査研究事業、②安全衛生啓発事業、③安全衛生管理活動事業、④労働災害防止活動事業。

平成23年度執行額：1,484百万円

平成24年度執行額：1,431百万円

3) 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費

労災病院を除く療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、相談、情報の提供その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図り、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

以下の事業を実施する（独）労働者健康福祉機構に運営費を交付する。

- ・アスベスト関連疾患等といった労災疾病等13分野についての各労災病院における臨床データ等を活用した研究を通じた疾病等の予防法、治療法

等の開発・普及

- ・せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供

- ・企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等

なお、事業仕分け等の結果を踏まえ、産業保健推進センターについては、管理部門

の効率化等により、平成22年度より3カ年でセンター数を1/3以下とした他、労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止することとしている。

平成23年度執行額：9,049百万円

平成23年度執行額：7,811百万円

4) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金

①プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究や、②じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究を行うことにより、労働災害防止対策が図られることを目的とする。

（独）労働者安全衛生総合研究所が行う事業の運営に必要な経費を交付する。応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っている。研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。また、同種現場を有する事業場での活用が図られるように研究所の独自指針を策定公表しているものもある。その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告している。

平成23年度執行額：2,048百万円

平成24年度執行額：1,941百万円

5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金

高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

以下の事業を実施する（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して運営費を交付する。

- ・高年齢者の雇用の安定等に資する事業主等に対する給付金の支給
- ・高年齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主等に対する相談援助
- ・障害者職業センターの設置及び運営

平成23年度執行額：13,207百万円

平成24年度執行額：12,406百万円

6) 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費

内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。労働行政分野の政策課題（雇用、労働条件、人材育成、労使関係等）や、国内・海外の労働現場の最新の事情・動向について、厚生労働省の要請に基づき公平・中立の立場から体系的・継続的な調査研究を実施し、労働政策の企画・立案をサポート。また、機構が蓄積した調査研究の成果を、労使関

係者をはじめ広く国民に普及を図ることにより、労働現場における適正な労働条件の確保、良好な労使関係の形成に寄与。

全国の労働基準監督署、ハローワーク等における労働行政の適確な遂行を担保するために労働行政職員（3,481人）を対象に必要な専門知識・技能を付与。

平成23年度執行額：2,596百万円

平成24年度執行額：2,538百万円

4. 職場のメンタルヘルス対策の実態

1) 厚生労働省平成24年労働安全衛生特別調査（労働者健康状況調査）

厚生労働省では労働者の健康状況、健康管理の推進状況等を把握し、労働者の健康確保対策、自主的な健康管理の推進等労働衛生行政運営の推進に資することを目的として5年ごとに全国調査を実施している。調査は事業所調査と労働者調査がある。事業所調査は、平成21年経済センサス基礎調査を母集団として、常用労働者を10人以上雇用する民営事業所から産業、事業所規模別に層化抽出方法により選定し、労働者調査は、選定した事業所で就業している労働者（常用労働者及び受け入れた派遣労働者）を第2次抽出単位とした層化二段抽出法により選定した。調査の対象期間は原則として調査実施年の10月31日現在であり、実施時期は調査実施年の12月7日から同年12月27日である。事業所調査の調査対象数13,332、有効回答数9,283、有効回答率69.68%であり、労働者調査の調査対象数17,500、有効回答数9,915、有効回答率56.7%であった。

メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所は47.2%であり、平成19年の33.6%より増加していた。事業所規模別にみると、5,000人以上99.1%、1,000～4,999人98.

0%、500～999人96.4%、300～499人92.8%、100～299人83.1%、50～99人71.4%、30～49人56.0%、10～29人38.9%と大規模事業所は割合が高いが、小規模になると割合が減少した。

メンタルヘルスケアの取組内容別事業所の割合は、メンタルヘルス対策について安全衛生委員会等での調査審議28.9%、メンタルヘルスケアに関する問題点を解決するための計画の策定と実施15.6%、メンタルヘルスケアの実務を行う担当者の選任27.8%、労働者への教育研修・情報提供46.7%、管理監督者への教育研修・情報提供44.7%、事業所内の産業保健スタッフへの教育研修・情報提供19.5%、職場環境等の評価及び改善25.8%、健康診断後の保健指導におけるメンタルヘルスケアの実施30.8%、社内のメンタルヘルスケア窓口の設置41.0%、社外のメンタルヘルスケア窓口の設置27.1%、労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）25.8%、職場復帰における支援（職場復帰支援プログラムの策定を含む。）24.6%、地域産業保健センターを活用したメンタルヘルスケアの実施5.1%、都道府県産業保健推進センターを活用したメンタルヘルスケアの実施2.9%、医療機関を活用したメンタルヘルスケアの実施14.7%、他の外部機関を活用したメンタルヘルスケアの実施13.8%、その他6.1%であった。

2) 日本生産性本部第5回「メンタルヘルスの取り組み」に関する企業アンケート調査
公益財団法人日本生産性本部は、全国の上場企業2,243社と新興市場1,209社、合計3,452社を対象に2010年4月から5月にかけて「メンタルヘルスの取り組み」に関する企業アンケート調査を実施した。一般市場

2,243社の有効回答数251社（回収率11.1%）、新興市場1,209社の有効回答数72社（回答率6.0%）、合計3,452社の有効回答数323社（回収率9.4%）であった。新興市場を含む上場企業での具体的な取り組み内容は、上位から順に、管理職向けの教育70.0%、長時間労働者への面接相談63.8%、退職者の職場復帰に向けた支援体制の整備49.5%、一般社員向けの教育48.6%、社外の相談機関への委嘱48.0%、社内相談室の設置47.7%、心の健康診断（ストレスチェックなど含む）の実施43.0%、社内報・小冊子などによるPR40.6%、健康診断時の問診34.4%、産業保健スタッフへの委嘱32.5%、個人と組織の健康度を高める職場づくり18.6%、社員カウンセラーやリスナーの養成10.8%、特にない5.0%、社員の家族向けの啓発・教育3.7%、その他4.0%であった。

上場企業では、最近3年間の心の病の増減傾向は、増加傾向44.6%、横ばい45.4%減少傾向6.4%、わからない2.8%であった。日本生産性本部は2002年から2年ごとに5回の上場企業の調査を行っている。心の病の増加傾向は2006年の61.5%をピークに、2008年56.1%、2010年44.6%と減少している。

3) 労務行政研究所の企業のメンタルヘルス対策に関する実態調査
財団法人労務行政研究所は、全国証券市場の上場企業（新興市場の上場企業も含む）3589社と上場企業に匹敵する非上場企業（資本金5億円以上かつ従業員500人以上）328社の合計3917社を対象として2010年4月6日から5月17日に企業のメンタルヘルス対策に関する実態調査を実施し、回答のあった252社の調査結果を集計した。

メンタルヘルス対策を実施状況では、実施している企業は86.5%であった。実施し

ている企業の実施内容（複数回答）の割合は、ストレスチェックなど、心の健康に関するアンケート41.3%、心の健康対策を目的とするカウンセリング（相談制度）70.2%、電話やEメールによる相談窓口の設置67.0%、管理職に対するメンタルヘルス教育59.6%、一般社員に対するメンタルヘルス教育44.5%、社内報、パンフレットなどによるPR41.3%、メンタルヘルス不調者の勤務や処遇、職場復帰支援に関する内規・マニュアル等の設定33.9%、精神科・心療内科を専門とする産業医の配備36.2%、家族向けの啓発を実施5.5%、その他41%であった。

最近3年間におけるメンタルヘルス不調者の増減傾向では、増加している44.4%、横ばい33.7%、減少している9.5%、その他1.6%、分からない10.7%であった。メンタルヘルス不調のため1か月以上欠勤・休職している社員の全従業員に対する割合は0%超0.5%未満62.6%、0.5%～1%未満29.3%、1%台6.8%、2%台1.4%であり、平均0.45%であった。

4) 日本経済団体連合会の福利厚生費調査 附帯調査

（社）日本経済団体連合会は、第51回福利厚生費調査結果（2006年度）の附帯調査で「メンタルヘルス対策」の取り組み状況を調べた。2006年4月～2007年3月に日本経団連加盟業種団体所属企業および日本経団連会員企業1682社を対象に第51回福利厚生費調査を実施した。回答企業数637社であり、製造業49.9%、非製造業50.1%、1000人未満38.8%、1000人以上61.2%であり、回答企業の1社当たり平均従業員数4,134人、平均年齢40.7歳であった。通常調査回答企業637社のうち附帯調査の有効回答623社分を集計した。

メンタルヘルス対策への取り組み状況について、以下の11項目の実施状況を尋ねた。

- ①管理職向けのメンタルヘルス教育
- ②非管理職向けのメンタルヘルス教育
- ③家族向けのメンタルヘルス教育
- ④ストレス診断の実施
- ⑤パンフレット・小冊子等による情報提供
- ⑥常設の自社相談室の設置・運用（電話・Eメール相談を含む）
- ⑦特定日に実施する自社相談室の設置・運用（電話・Eメール相談を含む）
- ⑧社外相談機関との直接契約による社外相談サービスの提供
- ⑨福利厚生代行サービス会社との契約に基づく社外相談サービスの提供
- ⑩社内カウンセラーの育成
- ⑪その他（医師の面接指導制度の拡充等）

現在実施中、実施を検討中の割合は、以下の通りであった。なお、①～⑤については、「現在実施中」には過去5年間で1度でも実績のある場合を含む。

- ①63.1%、11.6%
- ②45.3%、16.2%
- ③2.1%、8.7%
- ④40.9%、10.3%
- ⑤46.5%、7.7%
- ⑥38.5%、4.7%
- ⑦25.5%、3.5%
- ⑧36.4%、6.7%
- ⑨13.3%、5.1%
- ⑩14.4%、6.6%
- ⑪34.8%、9.0%

現在実施率の高い項目は、上位から順番に①管理職向け教育63.1%、⑤パンフレット・小冊子等による情報提供46.5%、②非管理職向けのメンタルヘルス教育45.3%、④ストレス診断の実施40.9%、⑥常設の自社相談室の設置・運用（電話・Eメール相談を含む）38.5%、⑧社外相談機関との直

接契約による社外相談サービスの提供36.4%、⑪その他（医師の面接指導制度の拡充等）34.8%であった。

4. 職場のメンタルヘルス対策に関連する費用

1) 日本経済団体連合会の福利厚生費調査

（社）日本経済団体連合会は、我が国の企業における福利厚生費の実態を把握し、今後の福利厚生を含む人事・労務管理の運営に資することを目的として、1955年度から毎年福利厚生費調査を実施している。第57回福利厚生費調査は、2012年4月～2013年3月の1年間（2012年度）を対象期間とした。法定福利費、法定外福利費の各項目について、企業の年間負担総額を年間延べ従業員数で除した「従業員1人1ヵ月当たり」の平均値（加重平均）を算出した。

調査対象は①日本経済団体連合会 団体会員等（調査協力団体のみ）への加盟企業、②日本経済団体連合会 企業会員（①との重複を除く）である。調査対象1,653社のうち回答企業は679社で有効回答率41.1%であった。製造業は335社（49.3%）、1社当たり平均従業員数4,617人、平均年齢41.3歳であった。

2012年度の全産業平均、従業員1人1ヵ月当たりの金額は、現金給与総額549,308円、福利厚生費104,243円（法定福利費78,948円、法定外福利費25,296円）、退職金63,335円、福利厚生費＋退職金167,578円であった。法定福利費の内訳は、健康保険・介護保険28,154円、厚生年金保険43,382円、雇用保険・労災保険6,603円、児童手当拠出金771円、その他38円であった。法定外福利費の中で、医療・健康は3,060円であり、内訳は医療・保健衛生施設運営2,115円、ヘルスケアサポート945円であった。

法定福利費、法定外福利費の推移を見る

と、1970年代から増加し、1970年度は法定福利費5,604円、法定外福利費5,555円であったが、2012年度は法定福利費78,948円、法定外福利費25,296円となった。法定外福利費は、1996年度の29,765円をピークに減少傾向にある。福利費の対現金給与総額の比率は、1970年度は法定福利費5.8%、法定外福利費5.8%と同率であったが、2012年度は法定福利費14.4%、法定外福利費4.6%と大きく異なる。

2) 中災防メンタルヘルス対策セミナー

中央労働災害防止協会ではメンタルヘルス対策に関連する研修・セミナーを開催している。賛助会員と一般では料金が異なり、中小規模事業場（常時使用する労働者の数が300人未満の労災保険の適用事業場）は割引サービスを利用できる。研修会名、賛助会員正規料金、賛助会員割引料金、一般正規料金、一般割引料金は以下の通りである。一般正規料金で7,000円～34,000円、賛助会員割引料金で3,000円～18,000円である。

事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修、30,000円、18,000円、34,000円、20,000円

心の健康づくり推進計画の立て方セミナー、18,000円、11,000円、20,000円、12,000円
職場ストレス調査の進め方セミナー、21,000円、13,000円、23,000円、14,000円

メンタルヘルスのための職場改善セミナー、21,000円、13,000円、23,000円、14,000円
職場復帰支援セミナー、29,000円、17,000円、32,000円、19,000円

管理監督者・職場リーダーのためのラインケアセミナー、15,000円、9,000円、17,000円、10,000円

コミュニケーション力向上セミナー、15,000円、9,000円、17,000円、10,000円